

第 1 部

「市民農園の新時代！」

～地域・都市住民のゆとりと生きがいは市民農園から～

第 1 部 「市民農園の新時代！」

～地域・都市住民のゆとりと生きがいは市民農園から～

I はじめに

近年、都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいくくり、家族一緒の土との触れ合い、レクリエーション等の余暇活動の場として市民農園への関心が高まっている。

農林水産省では、平成17年3月に策定し閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、市民農園を「都市と農村の交流の促進」、「都市及びその周辺の地域における農業の振興」に資する取組の一つとして位置付け、市民農園の開設の要件を緩和するなど、農地の利用機会の拡大を図っているところである。

全国の市民農園数は3,001農園（16年度末現在）で、過去5年間で1.3倍と着実に増加している。そのうち関東農政局管内は1,540農園で全国の5割強を占めており、大都市圏をかかえた関東農政局管内における市民農園に対する関心の高さがうかがわれる。

市民農園の利用形態としては、都市住民等が自宅から通って利用する日帰り型と農村に滞在しながら利用する滞在型があるほか、近年では、農業・農作業の教育や身体的・精神的リハビリテーション、自立のための職業訓練などを行う学校法人、福祉法人等が自ら農地を保有し、農業体験や園芸療法を目的とする学童・学校農園、福祉農園も増加している。

また、農業を営む開設者が農作物の栽培指導をしたり、栽培マニュアルの提供等を行う農園や、収穫祭等を開催し都市住民と地域住民との交流を図る農園、利用者組織を作り自ら農園の運営・管理をしている農園等もみられる。

このような多様な動きを踏まえ、関東農政局では、市民農園をめぐる現状と課題を調査・分析し、今後の展開方策等を検討したところである。

なお、本稿では、法律に基づき開設された市民農園について取りまとめており、法律に基づかず農家個人が農園利用方式（後述）により開設しているものは対象外とした。

II 市民農園をめぐる現状と課題

1 市民農園の形態と制度

(1) 市民農園の形成過程

日本で最初の市民農園の誕生は、大正13年に京都市に開設されたのが始まりといわれ、大阪、東京などの大都市圏に普及していった。昭和に入ると第2次世界大戦下で消滅していったが、戦後、経済が成長していくなかで都市住民の身近なところで菜園や緑と触れ合いたいという要望が強まるに従い、昭和40年代頃から各地で市民農園的な農地利用の実態が現れ始めた。そこで、50年に農

地法上の取扱いとして、開設者（農家）が農業経営を行い、入園者（都市住民等）が農作業の一部を行う「入園契約方式」による農地の市民農園としての利用形態が示された（「いわゆるレクリエーション農園の取扱いについて」（昭和50年9月4日付け50構改B第1793号農林水産省構造改善局長通知））。

その後、入園契約方式の市民農園数の増加とともに、農作業の一部を行うだけでなく、より安定した貸借での農地利用などの要望が強くなった。このため、平成元年に「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（以下「特定農地貸付法」という。後述）が制定され、地方公共団体、農業協同組合が小面積の農地を相当数の者を対象に短期間で一定の条件で貸し付ける場合に限り、農地を利用者に貸し付けることができることとなった。さらに、2年には「市民農園整備促進法」（後述）が制定され、農地と休憩施設等を合わせ持つ市民農園の整備の促進が図られた。

10年以降になると、10年12月に農林水産省で省議決定された「農政改革大綱」において、都市住民にリフレッシュや癒しの場の提供、農業・農村への理解や農地の有効活用の推進という観点から、市民農園等の整備・普及を図ることが位置付けられた。

15年4月には、この構造改革特別区域法が施行され、農地の遊休化が深刻な問題となっている地域においては、地方公共団体及び農業協同組合以外の者であっても市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置が講じられ、市民農園の開設が促進された。この構造改革特区については、全国展開することとなり、17年9月1日付けで改正特定農地貸付法が施行され、全国レベルで多様な主体による市民農園の開設が可能となった。

（2）市民農園の形態

市民農園の開設の形態は、①市民農園整備促進法によるもの、②特定農地貸付法による特定農地貸付け方式によるもの、③農園を利用して農作業を行う農園利用方式によるものの3形態がある。

また、開設主体別に分類すると、①市町村等地方公共団体、②農業協同組合、③農家等農地を所有している者、④NPO・企業等農地を所有していない者の4つに大きく分けられる。

なお、ここでは、特定農地貸付け方式と農園利用方式について記述する。

①特定農地貸付け方式

特定農地貸付け方式は、地方公共団体または農業協同組合等が行う都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付け方式である。この場合、①10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること、②営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであ

ること、③貸付期間が5年を超えないこと等が要件となっている。

なお、市民農園整備促進法による開設で、農地を農機具収納施設、休憩施設、トイレ、その他の附帯施設等に転用する場合は、農地法の転用手続きが不要となるなどのメリットがある。

②農園利用方式

農園利用方式は、農業者（農地所有者）が農園にかかる農業経営を自ら行い、利用者（都市住民等）は農園にかかる農作業の一部を行うため当該市民農園に入場する方式である。この場合、賃貸借権等の権利を設定するものではなく、農業者の指導・管理のもとに利用者がレクリエーション等の目的のため複数の段階で農作業を体験するもの（「農業体験型農園」ともいう。）で、農業者と利用者は「農園利用契約」を締結することとなる。

なお、農地とあわせて休憩施設など市民農園附帯施設を整備する場合には、市民農園の整備運営計画を作成し、市町村の認定を受ける必要がある。

また、この方式は、農業者が農園を運営・管理することから、自治体等が開設する市民農園に比べて、自治体等にとっては運営・管理の負担が軽減されるメリットがある。

さらに、当該方式を市街化区域内の生産緑地農地において行う場合は、農地について相続税納税猶予制度の措置が適用される。

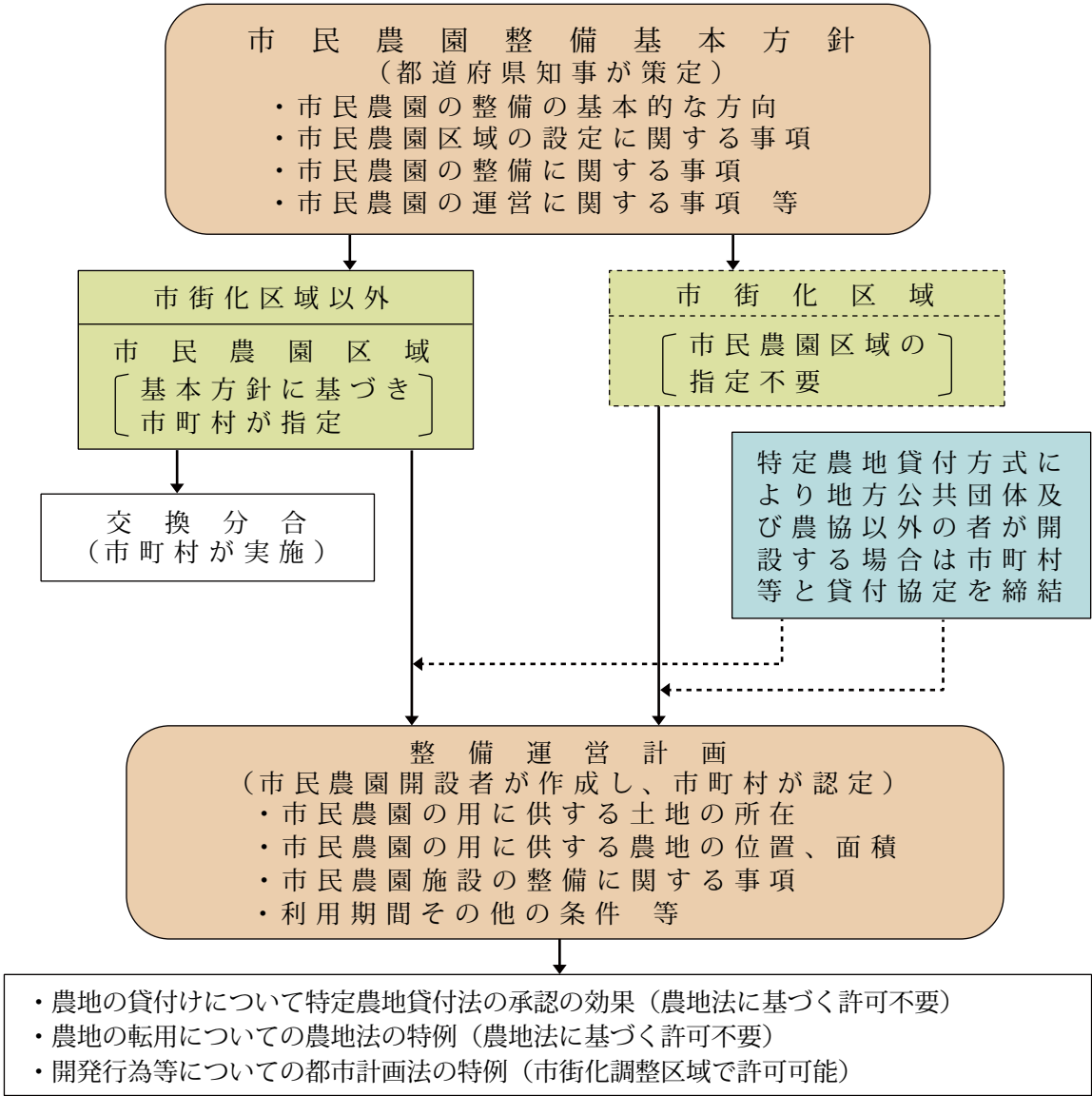
（3）市民農園の制度

①市民農園整備促進法の概要

市民農園整備促進法は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的としている。

本法により開設する場合のメリットとしては、①「特定農地貸付け」については、特定農地貸付法の承認があったものとみなされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利移動の許可等が不要、②農地を休憩施設等に転用する場合、農地法の転用許可が不要、③市街化調整区域で開発する場合、都市計画法の開発行為などの許可が可能等がある。

図Ⅱ－1 市民農園整備促進法のフロー



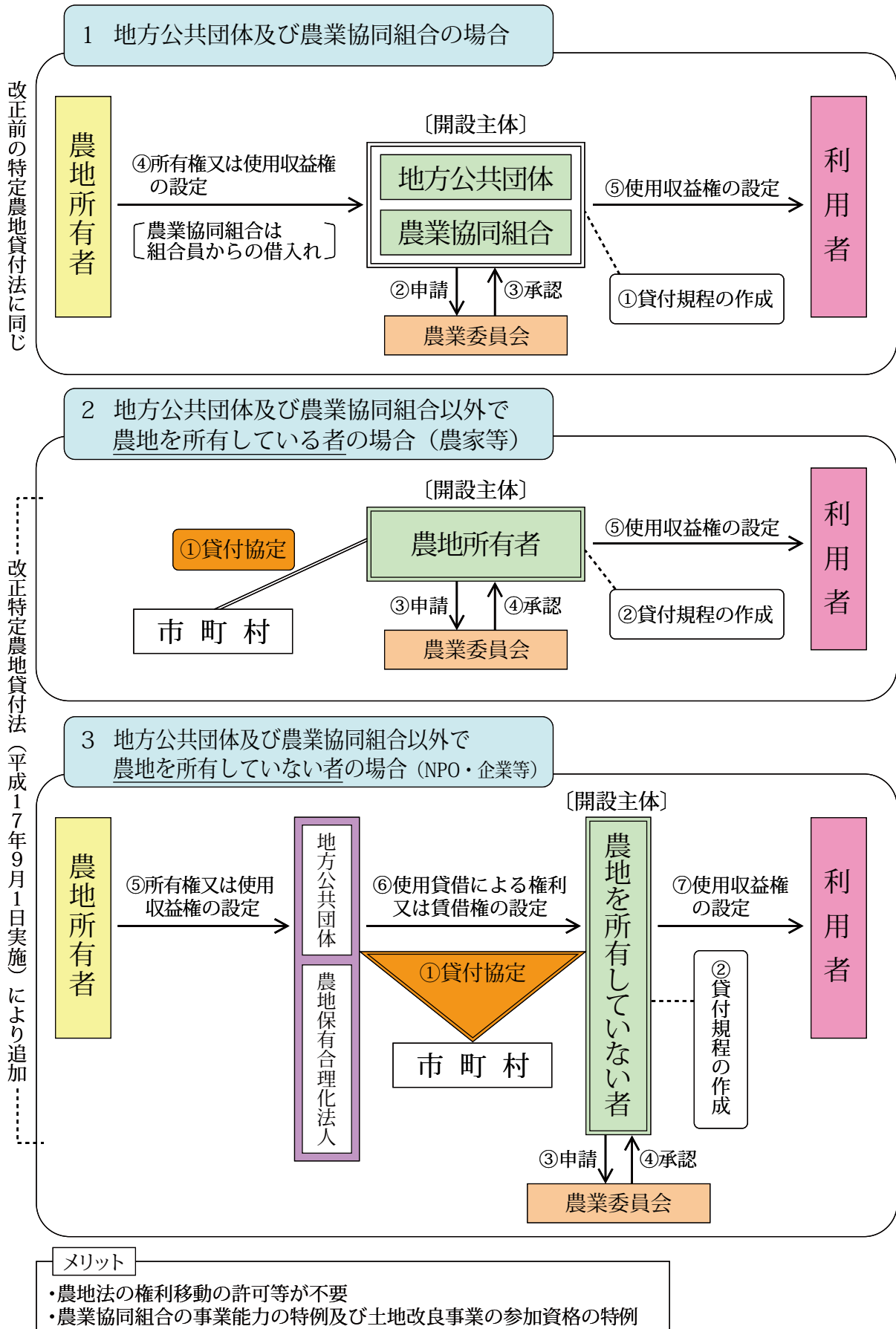
②特定農地貸付法の概要

特定農地貸付法は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を定めている。

なお、「特定農地貸付法の一部を改正する法律」（17年9月1日施行）において、「地方公共団体及び農業協同組合以外の者」についても、構造改革特区を設定することなく、市民農園を開設することができることとなった（特区の全国展開）。この場合には、適正な農地利用を確保する方法等を定めた「貸付協定」を市町村等との間で締結すること等が義務付けられた。

本法により開設する場合のメリットとしては、①農地法の権利移動の許可等が不要、②土地改良事業の参加資格の特例等がある。

図Ⅱ－２ 特定農地貸付法のしくみ（開設主体別）



③市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲について

市民農園利用者には、自家消費量を超える農作物の処理に困る事例もみられる。このため、農林水産省では、「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」（平成18年3月28日付け17農振第2038号農林水産省農村振興局長通知）を発出し、市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、栽培された農作物のうち自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではなく、むしろ地産地消や食育の推進、都市と農山漁村の交流体験の促進、都市部の利用者による農地の遊休化の防止等様々な効果が期待されるという方針を示している。

特定農地貸付け（営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付け）における販売可能な範囲については、趣味的な動機、目的によるものを想定しており、具体的には、

- ア 純然たるレジャーないしレクリエーション
 - イ 心身の健康の回復、維持又は増進
 - ウ 野菜や花などを自ら生産するという充足感
 - エ 子どもの情操教育
 - オ 共通の趣味を持つ仲間との交流
 - カ 老後の生きがいや一つの生活スタイルとして
 - キ 疑似ふるさと体験
- などが該当する。

④市民農園における農薬の使用について

市民農園利用者には、一般の農家と同様、農薬の使用に関する義務等一定の遵守事項が課されている。

農薬の散布を行う場合には、農薬の飛散による危害を防止する観点から、

- ア 農薬が散布されたほ場のみならず、その周辺で栽培されている食用農作物の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）が、
- イ 特に住宅地の近隣の市民農園利用者においては、「住宅等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け農林水産省消費・安全局長通知）が発出されており、市民農園においてもこれら通知が遵守されることが求められている。

なお、開設者は、利用者に対し、貸付規定の貸付条件の中にこうした通知の内容を盛り込むなど十分周知する必要がある。

2 管内の市民農園の現状

(1) 市民農園の開設数の推移

特定農地貸付法及び市民農園整備促進法による市民農園の開設数は、平成16年度末現在、全国で3,001となっており、11年度末と比べて29%増加している。このうち地方公共団体が開設したものが7割強である。

一方、管内における市民農園の開設数は、16年度末現在1,540で、11年度末と比較すると24%の増加であるが、全国の5割強を占めている。このうち地方公共団体が開設したものは1,228で、全体の8割となっている。

なお、都県別の市民農園数をみると、16年度末現在で東京都449、神奈川県292、長野県269の順となっており、この3都県で全体の66%を占めている。

表Ⅱ－1 市民農園の開設数の推移

(単位：か所)

開設主体等	全国		管内	
	11年度末	16年度末	11年度末	16年度末
地方公共団体	1,758	2,269	1,044	1,228
農業協同組合	453	490	170	209
農業者	108	161	28	60
特区による開設者	—	81	—	43
計	2,319	3,001	1,242	1,540
市民農園整備促進法	272	387	124	166
特定農地貸付法	2,047	2,614	1,118	1,374

資料：農林水産省農村振興局調べ

注：「特区による開設者」とは、構造改革特別区域法に基づき開設している市町村及び農協以外の開設主体。ただし、17年9月1日から特区の全国展開により、多様な主体による市民農園の開設が可能。

(2) 市民農園の開設・利用状況

管内の市民農園の17年3月末現在の総面積は419haで全国1,027haの4割強を占めており、総区画数は81,043で全国の5割強となっている。

また、契約区画数も全国の5割強を占め、利用率及び応募倍率とも全国平均を上回っている。

なお、管内における1区画当たり面積は0.36アール(36㎡)で(全国平均は0.43アール(43㎡))、滞在型市民農園を除いても0.35アール(35㎡)で規模は変わらない。

表Ⅱ－2 市民農園の開設・利用状況（17年3月末現在）

	全体面積 (ha)	農園面積 (ha)	総区画数	契約区画 数	利用率 (%)	募集区画 数	応募者数 (人)	応募倍 率
全 国	1,027.0	657.1	153,721	136,651	89	118,693	150,239	1.3
管内	(375.2)	(277.1)	(79,196)	(74,460)	(94)	(65,384)	(98,897)	(1.5)
全国での割合	41%	45%	53%	55%	—	56%	66%	—

資料：農林水産省農村振興局及び関東農政局調べ

- 注：1) 利用率は、総区画数に対する契約区画数の割合。
 2) 応募倍率は、募集区画数に対する応募者数の倍率。
 3) 上段（ ）書きは、滞在型市民農園を除いた数値。

(3) 開設主体別市民農園の状況

管内の開設主体別市民農園の状況を都県別にみると、地方公共団体が開設している割合は管内平均で80%で、東京都95%、埼玉県85%、茨城県84%の順に高い。また、農業協同組合が開設している割合は、山梨県45%、群馬県35%が高く、管内平均（14%）をかなり上回っている。農業者が開設している割合が高いのは静岡県33%である。さらに、構造改革特区による開設数は、神奈川県20、長野県15、千葉県7の順に多く、開設主体の8割を農業者が占めている。

一方、滞在型市民農園の開設主体についてみると、開設数は25で、そのうち22（88%）を地方公共団体が占めている。なお、都県別では長野県が14、次いで茨城県、群馬県、山梨県が各3、栃木県、静岡県が各1となっている。

表Ⅱ－3 開設主体別市民農園の状況（17年3月末現在）

(単位：か所)

開設主体	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
地方公共団体	(22) 1,228	(3) 42	(1) 8	(3) 46	125	58	425	218	(3) 56	(12) 209	41
農業協同組合	(2) 209	8	3	25	22	4	13	35	47	(1) 43	(1) 9
農業者	(1) 60					2	11	19	1	(1) 2	25
特区による開設者	43					7		20	1	15	
内訳											
農業者	36					5		19		12	
公益法人	3					1				2	
会社法人	2								1	1	
NPO法人	2					1		1			
計	(25) 1,540	(3) 50	(1) 11	(3) 71	147	71	449	292	(3) 105	(14) 269	(1) 75

資料：関東農政局調べ

注：上段（ ）書きは、滞在型市民農園で内数。

(4) 農業地域類型別市民農園の状況

管内の農業地域類型別市民農園の状況は、都市的地域が83%を占めており、特に首都圏をかかえる東京都で100%、神奈川県で98%とかなり高くなっている。また、栃木県では、平地農業地域での農園が最も多く、山梨県では中間農業地域での割合が高い。

一方、滞在型市民農園でみると、中間農業地域及び山間農業地域で5割弱を占めている。

表Ⅱ－4 農業地域類型別市民農園の状況（17年3月末現在）

(単位：か所)

農業地域類型	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
都市的地域	(12) 1,281	(1) 37	(1) 4	41	126	43	448	286	(1) 53	(8) 195	(1) 48
平地農業地域	(1) 80	(1) 12	5	17	12	18			2	8	6
中間農業地域	(7) 135	(1) 1	1	(2) 10	9	10	1	1	(2) 44	(2) 44	14
山間農業地域	(5) 44		1	(1) 3				5	6	(4) 22	7
計	(25) 1,540	(3) 50	(1) 11	(3) 71	147	71	449	292	(3) 105	(14) 269	(1) 75

資料：関東農政局調べ

注：上段（ ）書きは、滞在型市民農園で内数。

(5) 開設根拠法、都市計画法の区分別市民農園の状況

管内の開設根拠法別にみた市民農園の状況は、特定農地貸付法による開設が89%（全国87%）である。都県別にみても同様の割合となっているが、静岡県では市民農園整備促進法による開設が41%を占めている。

また、都市計画法の区分別市民農園の開設状況は、市街化区域と市街化調整区域を合わせると管内は74%で、都県別では東京都100%、神奈川県98%、茨城県88%、埼玉県86%の順に高い。また、長野県、山梨県では、未線引き都市計画区域での農園数が、それぞれ66%、50%と高くなっている。

一方、滞在型市民農園についてみると、滞在施設等を整備する必要から市民農園整備促進法による開設が68%を占めている。また、都市計画の区分別では、都市計画区域外が68%となっている。

表Ⅱ－5 開設根拠法、都市計画法の区分別市民農園の状況（17年3月末現在）

（単位：か所）

区 分	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
市民農園整備促進法	(17) 166	(2) 9	3	13	18	7	28	23	(2) 12	(12) 22	(1) 31
特定農地貸付法	(8) 1,374	(1) 41	(1) 8	(3) 58	129	64	421	269	(1) 93	(1) 247	44
都市計画区域外	(17) 97	(1) 1	(1) 2	(1) 6	11	16	1		(1) 12	(13) 40	8
市街化区域	719	5		14	62	13	430	147	29	13	6
市街化調整区域	(3) 416	(2) 39	6	22	65	34	18	138	(1) 12	(1) 38	(1) 44
未線引き都市計画区域	(5) 308	5	3	(2) 29	9	8		7	(1) 52	(1) 178	(1) 17
計	(25) 1,540	(3) 50	(1) 11	(3) 71	147	71	449	292	(3) 105	(14) 269	(1) 75

資料：関東農政局調べ

注：上段（ ）書きは、滞在型市民農園で内数。

（6）全体面積規模別市民農園の状況

管内の全体面積規模別の市民農園の状況をみると、1～2千㎡未満が507農園、次いで2～4千㎡未満が330農園の順となっており、1～4千㎡未満の農園が全体の54%を占めている。

また、都県別にみると、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県では、1～4千㎡未満の農園が6割前後となっている。

滞在型市民農園数についてみると、1万㎡以上は15か所で全体の60%を占めている。

表Ⅱ－6 全体面積規模別市民農園の状況（17年3月末現在）

（単位：か所）

	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
5万㎡以上	(1) 2				1					(1) 1	
3～5万㎡未満	(3) 10	(1) 4		1	2	1			(1) 1	(1) 1	
1～3万㎡未満	(11) 56	(2) 7	2	(3) 7	9	7	1	11	(1) 2	(5) 9	1
8千～1万㎡未満	23		1	1	3	4		4	2	4	4
6～8千㎡未満	(1) 33	6	1	2	4	7	2	3	2	(1) 4	2
4～6千㎡未満	(1) 74	5	1	6	5	14	18	7	5	(1) 9	4
2～4千㎡未満	(7) 330	14	(1) 4	21	40	17	84	70	(1) 17	(4) 44	(1) 19
1～2千㎡未満	507	4	1	18	48	12	173	108	36	83	24
800～1千㎡未満	188	6		7	18	3	77	33	16	23	5
600～800㎡未満	(1) 130	4		5	9	2	45	26	8	(1) 26	5
400～600㎡未満	107		1	1	6	4	35	17	10	25	8
200～400㎡未満	60			1	2		14	11	5	24	3
200㎡未満	20			1				2	1	16	
計	(25) 1,540	(3) 50	(1) 11	(3) 71	147	71	449	292	(3) 105	(14) 269	(1) 75

資料：関東農政局調べ

注：上段（ ）書きは、滞在型市民農園で内数。

（7）区画数別市民農園の状況

管内の1市民農園当たりの区画数は、10～29区画の農園が全体の28%、次いで30～49区画の農園が23%を占めている。なお、全体の62%が50区画未満である。

都県別にみると、茨城県、栃木県、千葉県、東京都で50～99区画の農園が4割弱となっている。また、100区画以上の農園は、栃木県36%、千葉県35%、茨城県28%の順に多い。一方、30区画未満の農園は、長野県87%、山梨県67%、静岡県48%の順に多くなっている。

滞在型市民農園についてみると、50区画未満が64%を占めている。

表Ⅱ－7 区画数別市民農園の状況（17年3月末現在）

（単位：か所）

区画数	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
300以上	(1) 9				1	1	3	2	(1) 1	1	
200～299	(1) 28	3	1	(1) 2	8	3	7	4			
150～199	31 (3)	3 (2)	1	2 (1)	3	3	8	7	3	1	
100～149	136 (2)	8	2	3 (1)	9	18	69	21		2	4
77～99	174 (2)	9 (1)		3	22	13	87	28	4	5 (1)	3
50～69	201 (6)	10	4 (1)	9	17	14	78	48	6 (2)	8 (3)	7
30～49	361 (7)	11	3	22	33	9	126	94	21	17 (6)	25 (1)
10～29	431 (3)	5		27	49	10	61	78	44	126 (3)	31
1～9	169	1		3	5		10	10	26	109	5
計	(25) 1,540	(3) 50	(1) 11	(3) 71	147	71	449	292	(3) 105	(14) 269	(1) 75

資料：関東農政局調べ

注：上段（ ）書きは、滞在型市民農園で内数。

（8）利用料金の状況

管内における1区画当たり年間利用料金（通常の最多区画料金）の状況は、2千円以上6千円未満が54%を占め、次いで6千円以上1万円未満16%、1万円以上14%の順となっている。

農業地域類型別にみると、平地農業地域では2千円以上6千円未満が72%を占め、中間農業地域及び山間農業地域では2千円未満が2割強となっている。

区画面積別にみると、10㎡未満では6千円以上1万円未満が79%を占め、10～20㎡未満、20～40㎡未満では、2千円以上6千円未満が5割強となっている。また、60～100㎡未満、100～150㎡未満では、2千円以上6千円未満が7割前後を占め、150㎡以上の規模の大きい区画では、無料が30%となっている。

表Ⅱ－８ 利用料金の状況（17年3月末現在）

（単位：か所）

区分		年間料金	計	無料	1円～2千円未満	2～4千円未満	4～6千円未満	6～10千円未満	10～20千円未満	20千円以上
地域 類型	都市的地域		1,269	91	97	331	357	227	107	59
	平地農業地域		79	4	1	29	28	8	9	
	中間農業地域		128	14	15	31	30	7	13	18
	山間農業地域		39	1	7	11	6	6	6	2
区 画 面 積 別	10㎡未満		29	5		1		23		
	10～20㎡未満		421	43	28	110	134	96	9	1
	20～40㎡未満		549	21	29	119	178	72	80	50
	40～60㎡未満		230	13	35	63	43	41	25	10
	60～100㎡未満		107	9	18	57	17	3	2	1
	100～150㎡未満		125	3	7	46	44	5	11	9
	150㎡以上		54	16	3	6	5	8	8	8
計			1,515	110	120	402	421	248	135	79

資料：関東農政局調べ

- 注：1) 利用料金は、通常の最多区画の年間利用料金。
 2) 滞在型市民農園(25)を除く数値。
 3) 区画面積は、各農園の最多区画面積。

なお、滞在型市民農園の1区画当たり年間利用料金の状況は、30～40万円未満が36%を占め、次いで実費28%、40～50万円未満24%の順となっている。

農業地域類型別にみると、都市的地域では30～40万円未満42%、中間農業地域では実費71%、山間農業地域では30～40万円未満が60%を占めている。区画面積別では、60㎡以上で30～50万円未満が60%となっている。

表Ⅱ－９ 滞在型市民農園の利用料金の状況（17年3月末現在）

（単位：か所）

区分		年間料金	計	実費	20～30万円未満	30～40万円未満	40～50万円未満
地域 類型	都市的地域		12	1	3	5	3
	平地農業地域		1				1
	中間農業地域		7	5		1	1
	山間農業地域		5	1		3	1
区 画 面 積 別	20㎡未満		1	1			
	20～40㎡未満		4	3	1		
	40～60㎡未満		2	2			
	60～100㎡未満		2			1	1
	100～150㎡未満		4			2	2
	150㎡以上		12	1	2	6	3
計			25	7	3	9	6

資料：関東農政局調べ

- 注：1) 利用料金は、通常の最多区画の年間利用料金。
 2) 区画面積は、各農園の最多区画面積。

(9) 障害者、高齢者に配慮した施設の設置状況

障害者、高齢者に配慮したトイレ、車いす利用区画、バリアフリー区画、プランター等を設置している農園は46か所で、全体のわずか3%となっている。農業地域類型別にみると、都市的地域での設置が72%を占めている。

一方、滞在型市民農園では、20%の農園がこれらの施設を設置している。

表Ⅱ-10 障害者、高齢者に配慮した施設の状況（17年3月末現在）

(単位：か所)

農業地域類型	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
都市的地域	(1) 33	(1) 3		1	10		10	8	1		
平地農業地域	3		1			2			(2)		
中間農業地域	(3) 9	(1) 1		1		3	1		2		1
山間農業地域	(1) 1									(1) 1	
計	(5) 46	(2) 4	1	2	10	5	11	8	(2) 3	(1) 1	1

資料：関東農政局調べ

注：上段（）書きは、滞在型市民農園で内数。

(10) 廃園動向等の現状

管内における廃園の状況についてみると、16年11月から17年3月までの廃園数は76で、東京都22、神奈川県17、長野県16の順に多い。また、17年度の廃園数は11となっており、東京都は7か所で全体の6割を占めている。

なお、関東農政局が18年3月に実施した「平成17年度市民農園の廃園理由に関するアンケート調査結果」（16年11月から17年3月末までに廃園した76農園のうち2農園以上の廃園があった13開設主体を調査）によると、廃園理由の8割が、「地権者から農園農地の返還を求められたから、または農家開設の農園で廃園を決めたから」となっており、その地権者側の理由は、「相続発生に伴う相続税支払いのため、または相続税支払い発生の懸念のため」が7割、「農地以外の利用を計画」が3割となっている。

一方、17年度の新規開設数は358となっており、都県別にみると、多い順で長野県75、神奈川県46、千葉県44となっている。

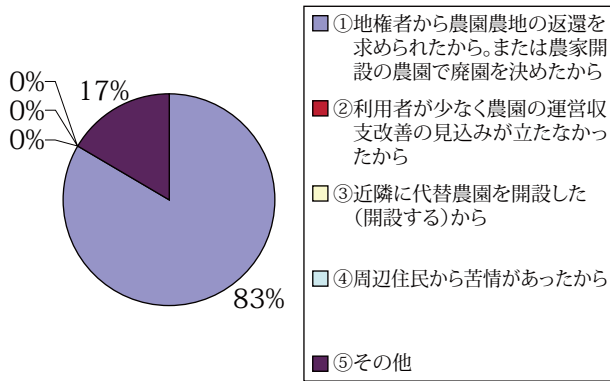
表Ⅱ－11 廃園動向等の現状

(単位：か所)

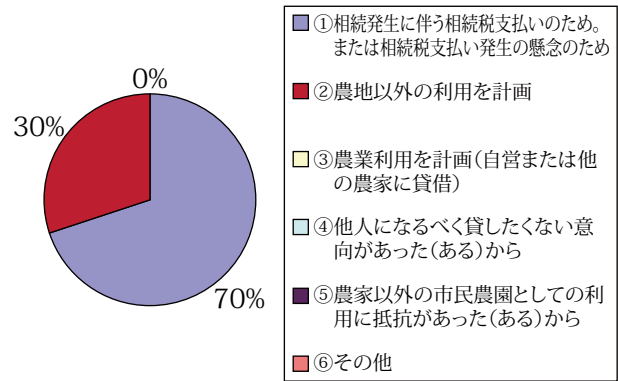
都県名	16年11月～17年3月までに廃園	17年4月～18年3月までに廃園	17年度新規開設
茨城県		1	27
栃木県	1		28
群馬県	12		28
埼玉県	1		37
千葉県	4		44
東京都	22	7	27
神奈川県	17	1	46
山梨県	3		19
長野県	16	2	75
静岡県			27
計	76	11	358

資料：関東農政局調べ

図Ⅱ－3 廃園理由（複数回答）



図Ⅱ－4 地権者側の主な理由（1つ回答）



都県	①	②	③	④	⑤	計
群馬県					1	1
千葉県	1					1
東京都	5					5
神奈川県	1				1	2
長野県	3					3
計	10				2	12

都県	①	②	③	④	⑤	⑥	計
群馬県							
千葉県	1						1
東京都	5						5
神奈川県	1						1
長野県		3					3
計	7	3					10

注：無回答1客体

資料：「平成17年度市民農園の廃園理由に関するアンケート調査結果」（関東農政局）

3 管内における補助事業を利用した市民農園の整備実績

管内1,540市民農園における補助事業の導入状況についてみると、国庫補助事業、都県及び市区町村単独事業を導入した農園は818で53%を占めている。内訳をみると、市区町村単独事業が最も多く42%、次いで都県単独事業6%、国庫補助事業5%の順となっている。

また、都県別にみると、補助事業を導入した割合が高いのは、埼玉県86%、長野県68%、静岡県65%の順で、市区町村単独事業導入の割合が高い都県は、埼玉県64%、静岡県61%、長野県59%の順となっている。

表Ⅱ－12 補助事業の導入状況（17年3月末現在）

（単位：か所）

補助事業区分	管内	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡
国庫補助事業	(24) 82	(3) 6	(1) 5	(3) 11	9	5	4	7	(3) 11	(13) 23	(1) 1
都県単独事業	88	7	2		24	3	12	24	12	2	2
市区町村単独事業	648	13		2	94	18	179	114	24	158	46
補助事業なし	(1) 722		4	58	20	45	254	147	58	(1) 86	26
計	(25) 1,540	(3) 50	(1) 11	(3) 71	147	71	449	292	(3) 105	(14) 269	(1) 75

資料：関東農政局調べ

注：1) () は滞在型市民農園で内数。

2) 神奈川県及び山梨県の都県単独事業には、市区町村単独事業も導入した農園（それぞれ1か所）を含む。

3) 東京都の国庫補助事業4か所のうち3か所は国土交通省（旧建設省）の補助事業。

農林水産省では、市民農園の整備が可能な補助事業等（元気な地域づくり交付金、中山間地域総合整備事業、村づくり交付金他）や市民農園等の開設に活用できる融資制度（農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、中山間地域活性化資金他）を設けている（詳細は、農林水産省ホームページhttp://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/simin_noen/top.htm参照）。

また、管内で過去3か年間（15～17年度）に実施した国庫補助事業（農林水産省）の導入実績は、埼玉県3か所、茨城県、千葉県及び長野県がそれぞれ1か所計6か所となっている。1か所当たり（滞在型市民農園を除く）で見ると、総面積10,758㎡、区画数173、事業費80,394千円（国費40,037千円）となっている。また、滞在型市民農園の1か所当たりでは、総面積3,900㎡、区画数14、事業費158,509千円（国費79,231千円）となっている。

なお、国土交通省においても、市民農園整備事業により、地方公共団体が借地または用地を買収して都市公園として設置する市民農園の整備を実施している。

表Ⅱ-13 国庫補助事業の導入実績（平成15～17年度）

（単位：か所、㎡、区画、千円）

年度	補助事業名	内 容	管内	茨城県	埼玉県	千葉県	長野県
15	新グリーン・ツーリズム 総合推進対策 やすらぎ空間整備事業	農園数	4	1	2		1
		総面積	23,345	5,400	15,545		2,400
		区画数	438	20	410		8
		事業費	340,696	240,429	23,678		76,589
		国 費	169,962	120,214	11,500		38,248
16	新グリーン・ツーリズム 総合推進対策 やすらぎ空間整備事業	農園数	1		1		
		総面積	17,692		17,692		
		区画数	263		263		
		事業費	94,599		94,599		
		国 費	47,000		47,000		
17	元気な地域づくり交付金 (グリーン・ツーリズム、 都市農業の振興) やすらぎ空間整備	農園数	1			1	
		総面積	9,795			9,795	
		区画数	20			20	
		事業費	203,301			203,301	
		国 費	101,650			101,650	
計		農園数	6	1	3	1	1
		総面積	50,832	5,400	33,237	9,795	2,400
		区画数	721	20	673	20	8
		事業費	638,596	240,429	118,277	203,301	76,589
		国 費	318,612	120,214	58,500	101,650	38,248

資料：関東農政局調べ

注：1) 15年度に整備した茨城県及び長野県の農園は、滞在型市民農園である。

2) 15、16年度の新グリーン・ツーリズム総合推進対策（やすらぎ空間整備事業）は、17年度は元気な地域づくり交付金へ移行。

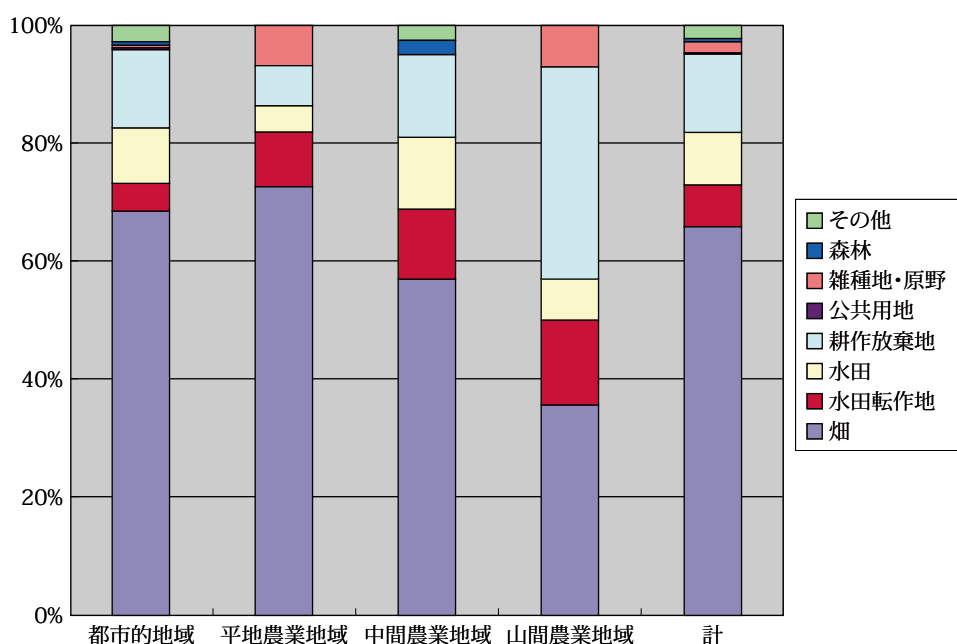
4 市民農園の運営・管理に関するアンケート調査結果

関東農政局では、管内において特定農地貸付法または市民農園整備促進法に基づき開設している1,540農園の開設主体426のうち、全体面積規模、開設主体等の階層別に抽出した337開設主体を調査対象に、管内における市民農園の実態、課題等を把握することを目的として、平成18年2月から3月にかけて市民農園の運営・管理に関するアンケートを実施した（有効回答数294客体）。その調査結果の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 市民農園開設前の主な土地利用状況

市民農園開設前の主な土地利用状況は、「畑」が66%と最も多く、次いで「耕作放棄地」13%、「水田」9%の順であった。農業地域類型別にみると、「畑」が占める割合は、平地農業地域73%、都市的地域69%、中間農業地域57%となっている。また、「耕作放棄地」が占める割合は、山間農業地域で36%と最も高くなっており、山間農業地域では耕作放棄地解消対策として市民農園を活用している割合が高い。

図Ⅱ－5 市民農園開設前の主な土地利用状況（農業地域類型別）



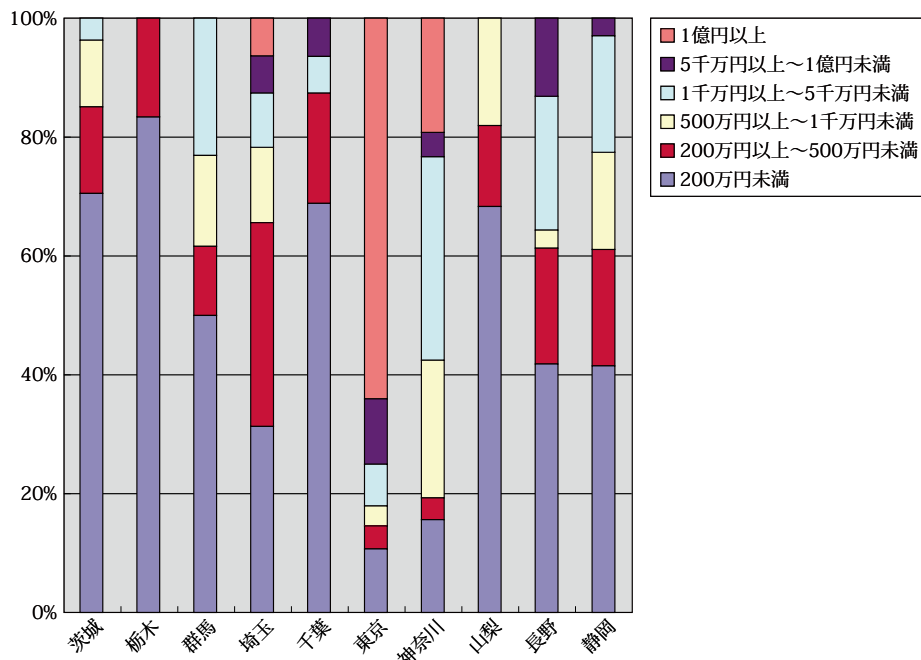
農業地域類型	土地利用状況	畑	水田転作地	水田	耕作放棄地	公共用地	雑種地・原野	森林	その他	計
都市的地域		131	9	18	25	1	1	1	5	191
平地農業地域		32	4	2	3		3			44
中間農業地域		24	5	5	6			1	1	42
山間農業地域		5	2	1	5		1			14
計		192	20	26	39	1	5	2	6	291

注：無回答3客体

(2) 市民農園周辺の農地価格の状況

市民農園周辺の農地価格（万円/10アール）の状況は、「200万円未満」が46%、次いで「200万円以上500万円未満」16%、「1千万円以上5千万円未満」14%の順であった。都県別にみると、栃木県、千葉県、茨城県、山梨県では、「200万円未満」の割合が高く、それぞれ83%、79%、70%、68%となっている。また、東京都では「1億円以上」（64%）、神奈川県では「1千万円以上5千万円未満」（35%）、埼玉県では「200万円以上500万円未満」（34%）で高くなっている。首都圏をかかえ、土地価格の高い都県では農園周辺の農地価格も高いことがわかる。

図Ⅱ－6 市民農園周辺の農地価格の状況（都県別）



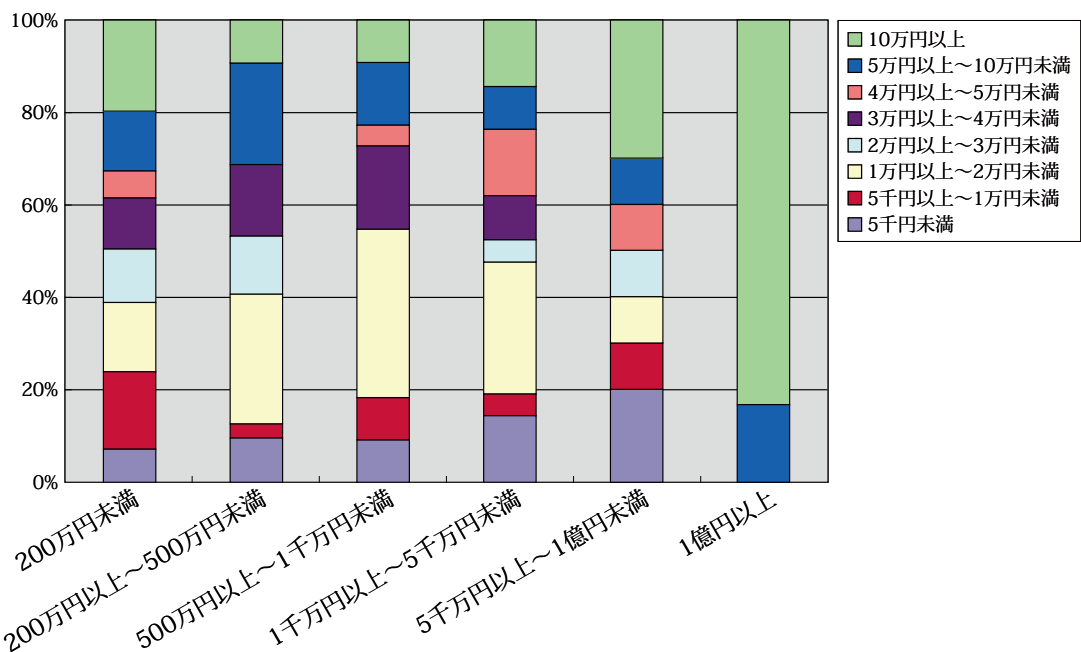
農地価格 (10a)	200万円未満	200万円以上500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上	計
都県名							
茨城県	19	4	3	1			27
栃木県	10	2					12
群馬県	13	3	4	6			26
埼玉県	10	11	4	3	2	2	32
千葉県	22	6		2	2		28
東京都	3	1	1	2	3	18	28
神奈川県	4	1	6	9	1	5	26
山梨県	15	3	4				22
長野県	13	6	1	7	4		31
静岡県	15	7	6	7	1		36
計	124	44	29	37	13	25	272

注：無回答 22 客体

(3) 市民農園の借地料の状況

市民農園の農地利用の主な権利関係について、賃貸借と回答した198客体の借地料（年額/10アール）の状況は、「1万円以上2万円未満」が20%、次いで「10万円以上」19%、「5万円以上10万円未満」14%の順であった。農園周辺の農地価格（万円/10アール）別に借地料の状況をみると、農地価格が「200万円未満」での借地料は、農園数も多いことから5千円未満から10万円以上までの各階層でまんべんなく設定されている。また、農地価格が200万円以上5千万未満の各階層では、借地料「1万円以上2万円未満」が3割を占めている。さらに、農地価格が「1億円以上」では、5万円未満の借地料設定はみられず、借地料はほとんどが「10万円以上」となっており、農地価格が高くなるにつれて借地料も高くなる傾向がみられる。

図Ⅱ-7 市民農園の借地料の状況（農園周辺の農地価格別）



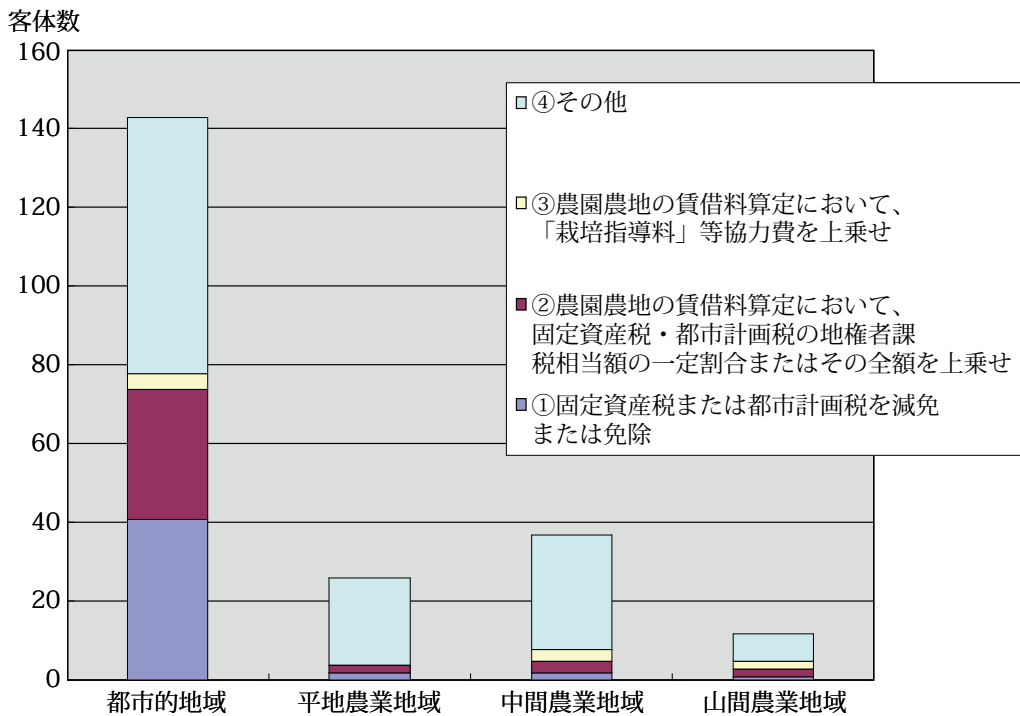
借地料 (年額/10a) 農地価格 (10a 当たり)	5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	計
200万円未満	7	17	15	12	11	5	13	20	100
200万円以上 500万円未満	3	1	9	4	5		7	3	32
500万円以上 1千万円未満	2	2	8		4	1	3	2	22
1千万円以上 5千万円未満	3	1	6	1	2	3	2	3	21
5千万円以上 1億円未満	2	1	1	1		1	1	3	10
1億円以上							1	5	6
計	17	22	39	18	22	10	27	36	191

注：1) 対象客体は、農園農地利用の主な権利関係で賃貸借と回答した198客体。
2) 無回答7客体

(4) 行政等による地権者への支援状況（複数回答）

行政、農協等からの地権者への支援の有無・内容については、農園数の多い都市的地域でみると、「固定資産税または都市計画税を減免または免除」29%、「農園農地の賃借料算定において、固定資産税・都市計画税の地権者課税相当額の一定割合またはその全額を上乗せ」23%で、都市的地域では税制面での軽減措置が多くなっている。なお、「その他」と回答した農園の主な支援では、開設時の市町村からの助成をあげている。

図Ⅱ－8 行政等による地権者への支援状況（農業地域類型別）



支援内容	①	②	③	④	計
都市的地域	41	33	4	65	143
平地農業地域	2	2	22	2	26
中間農業地域	2	3	3	29	37
山間農業地域	1	2	2	7	12
計	46	40	9	123	218

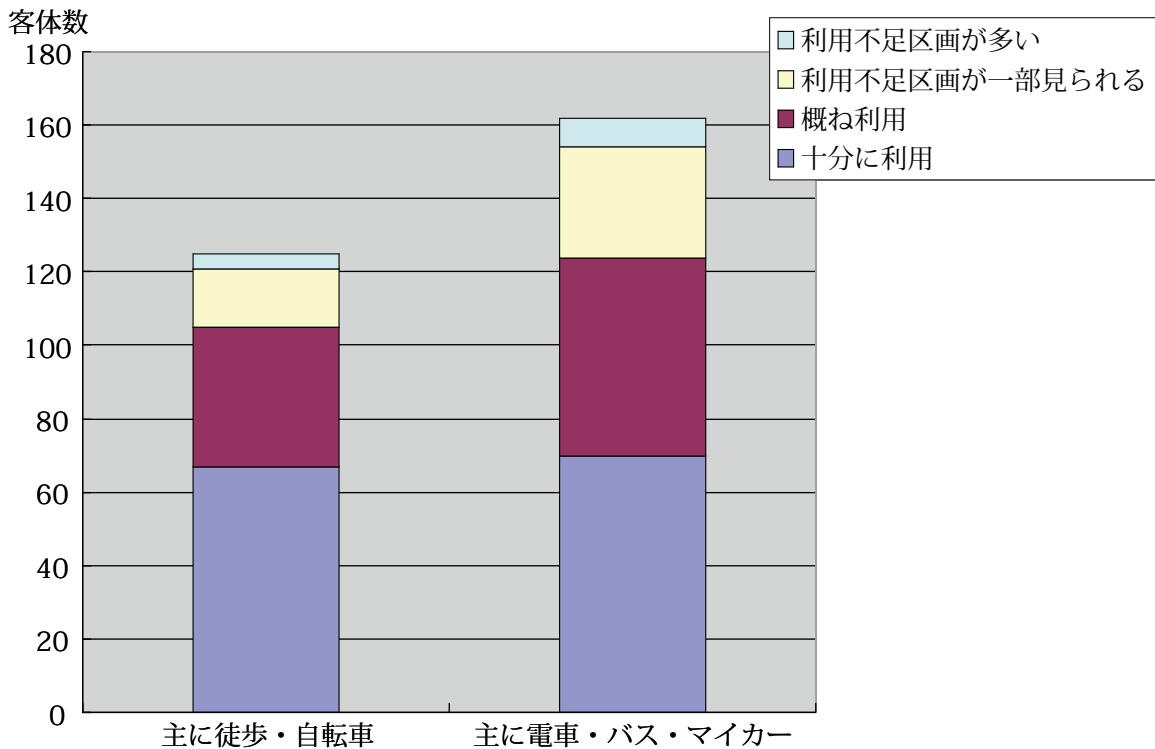
注：無回答 81 客体

(5) 利用者の主な利用状況

市民農園の契約区画における利用者の主な利用状況は、「十分に利用」、「概ね利用」を合わせると80%を占め利用率の高さがうかがえる。また、通園方法別の利用状況をみると、「主に徒歩・自転車」では、「十分に利用」、「概ね利用」を合わせると84%となっている。他方、「主に電車・バス・マイカー」では、

「十分に利用」、「概ね利用」を合わせると77%であり、これに加えて「利用不足区画が一部みられる」が19%と徒歩・自転車よりも高い割合となっている。利用する農園へのアクセスの利便性・手軽さなどが、利用状況に反映されていることがうかがわれる。

図Ⅱ－9 利用者の主な利用状況（通園方法別）



通園方法	十分に利用	概ね利用	利用不足区画が一部見られる	利用不足区画が多い	計
主に徒歩・自転車	67	38	16	4	125
主に電車・バス・マイカー	70	54	30	8	162
計	137	92	46	12	287

注：無回答7客体

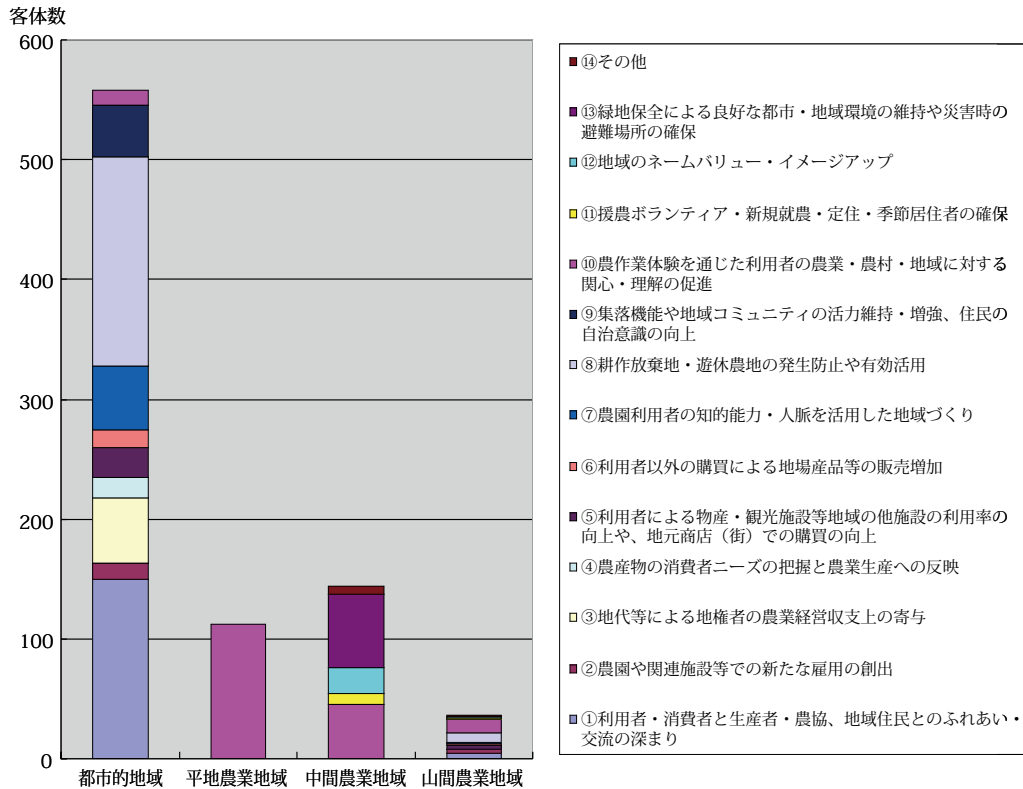
(6) 地域・周辺環境に対する開園の効果について（複数回答）

地域・周辺環境に対する開園の効果について聞いたところ、「耕作放棄地・遊休農地の発生防止や有効活用」及び「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」がそれぞれ21%、次いで「利用者・消費者と生産者・農協、地域住民とのふれあい・交流の深まり」が18%となっている。

農業地域類型別にみると、都市的地域では、「耕作放棄地・遊休農地の発生防止や有効活用」が31%と最も多く、次いで「利用者・消費者と生産者・農協、地域住民とのふれあい・交流の深まり」が27%であった。平地農業地域では、「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」が

100%、中間農業地域では、「緑地保全による良好な都市・地域環境の維持や災害時の避難場所の確保」が42%と最も多く、次いで「農作業体験を通じた利用者の農業・農村・地域に対する関心・理解の促進」が31%となっている。

図Ⅱ-10 地域・周辺環境に対する開園の効果（農業地域類型別）



開園効果 農業地域類型	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	計
都市的	150	13	55	17	25	15	53	174	43	13					558
平地										112					112
中間										45	10	21	61	7	144
山間	5	3			3	2	1	7	1	11	1	1		1	36
計	155	16	55	17	28	17	54	181	44	181	11	22	61	8	850

注：無回答3客体

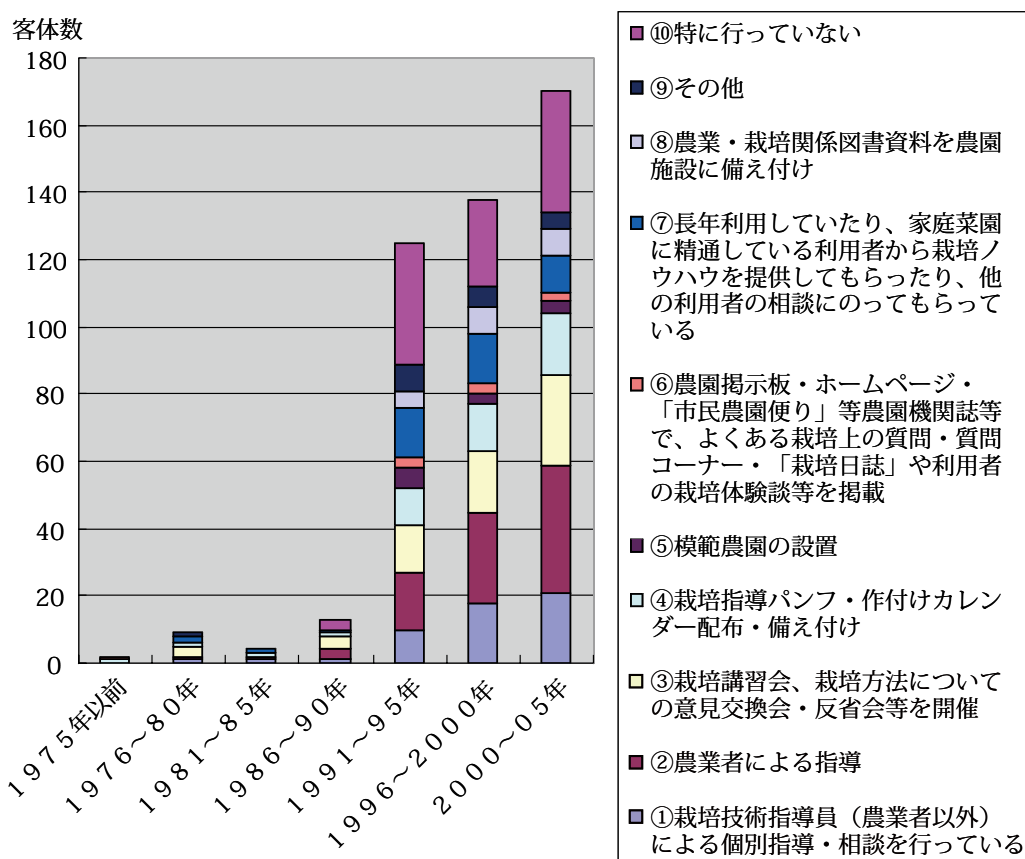
(7) 栽培指導体制について（複数回答）

栽培指導体制について聞いたところ、「特に行っていない」が22%で最も多く、次いで「農業者による指導」19%、「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会等を開催」14%の順であった。技術指導員や農業者による指導は3割で、複数回答であることに鑑みれば、個別指導の割合は比較的低い。

しかしながら、開設年ごとの栽培指導体制をみると、1991年以降開設された農園では、「栽培技術指導員による個別指導・相談」、「農業者による指導」のほか、「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会等を開催」、「栽培指

「導パンフ・作付けカレンダー配布・備え付け」が増加傾向にあり、近年開設された農園では、個別指導を行う農園が増えている。これらの要因としては、関東農政局が平成16年3月に実施した「都市農業に関するウェブアンケート調査結果」（対象者：都市的地域の居住者385名）によると、利用者は、市民農園を積極的に利用するために必要な支援策として「作物栽培技術の指導」を求めており（求める声は84%と高い）、開設者が利用者のニーズに対応した農園の運営を行っていることも理由の一つとしてあげられる。

図Ⅱ-11 栽培指導体制について（開設年別）



開設年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	計
1975年以前	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
1976～80年	1	1	3	1	0	0	2	0	1	0	9
1981～85年	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	4
1986～90年	1	3	4	1	0	0	1	0	0	3	13
1991～95年	10	17	14	11	6	3	15	5	8	36	125
1996～2000年	18	27	18	14	3	3	15	8	6	26	138
2000～05年	21	38	27	18	4	2	11	8	5	36	170
計	52	87	66	47	13	9	45	21	20	101	461

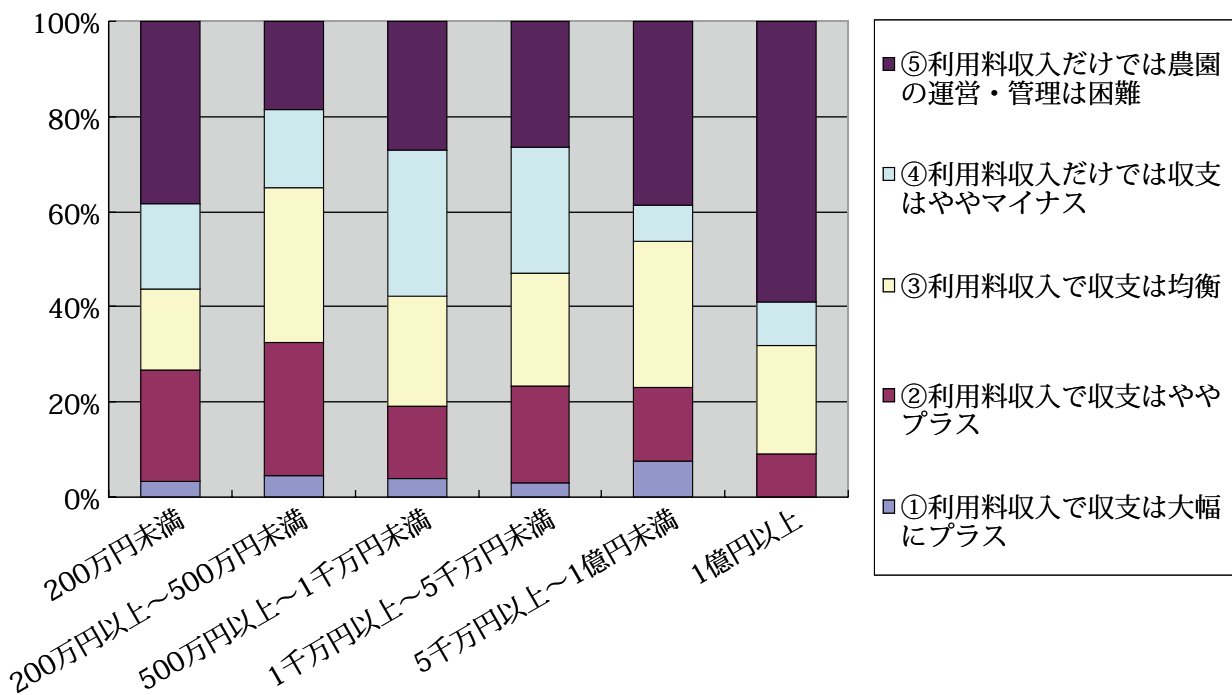
注：無回答3客体

(8) 市民農園の運営収支状況

市民農園の利用料収入との比較での運営収支状況は、「利用料収入だけでは、農園の運営・管理は困難」が34%と高く、次いで「利用料収入で収支は均衡」22%、「利用料収入で収支はややプラス」21%の順であった。利用料収入だけでは、農園の運営・管理は困難及び収支はややマイナスは5割強を占め、利用料収入だけでは、農園の運営は厳しいことがうかがわれる。なお、補てん方法について開設主体に聞いたところ、地方自治体では、ほとんどが一般財源からの補てんとなっている。

一方、農園周辺の農地価格（10アール当たり）別に利用料収入と比較した運営収支状況をみると、農地価格が200万円以上では、農地価格が高くなるにつれて、「利用料収入だけでは農園の運営・管理は困難」の割合も高くなる傾向にあり、特に、農地価格が1億円以上では、6割を占めている。

図Ⅱ-12 利用料収入の運営収支について（農園周辺の農地価格別）



農地価格 (10 a 当たり)	運営収支					計
	①	②	③	④	⑤	
200万円未満	4	29	21	22	47	123
200万円以上 500万円未満	2	12	14	7	8	43
500万円以上 1千万円未満	1	4	6	8	7	26
1千万円以上 5千万円未満	1	7	8	9	9	34
5千万円以上 1億円未満	1	2	4	1	5	13
1億円以上		2	5	2	13	22
計	9	56	58	49	89	261

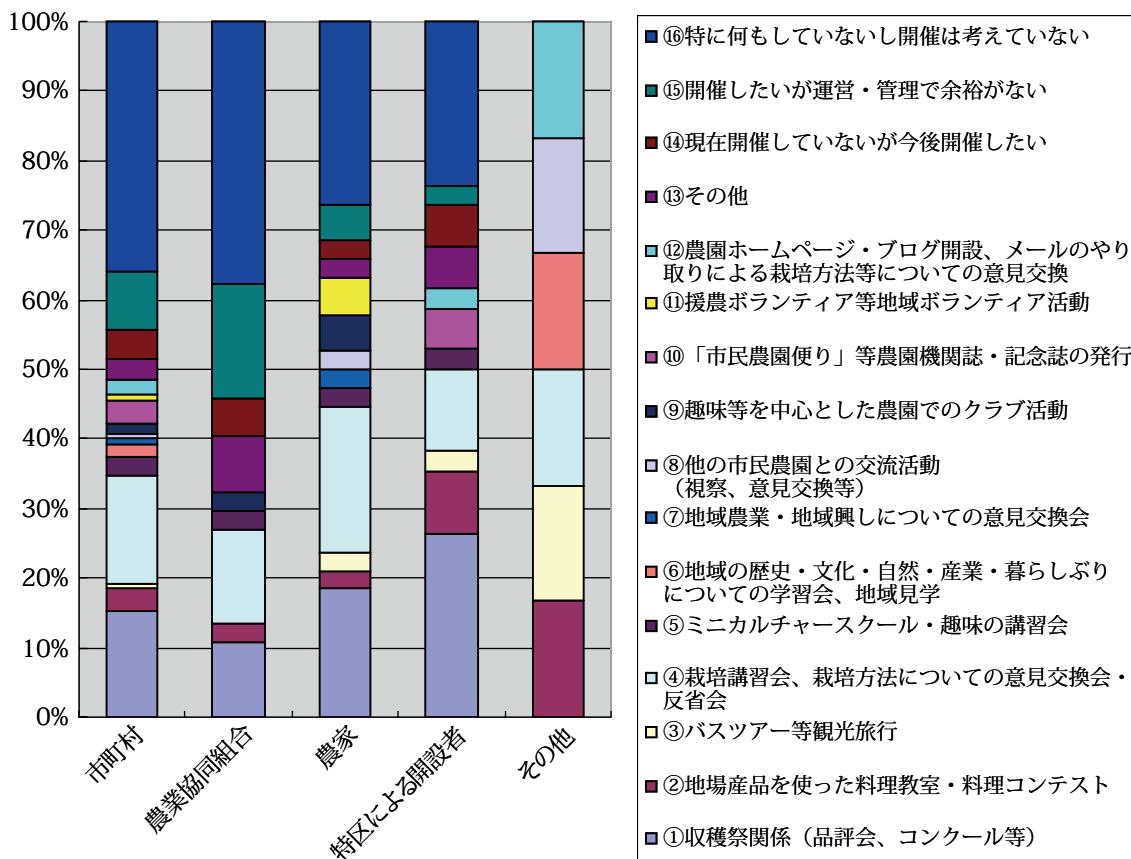
注：無回答 33 客体

(9) 収穫祭等のイベントの開催や交流活動の実施状況（複数回答）

収穫祭等のイベントの開催や交流活動の実施状況は、「特に何もしていないし開催は考えていない」が34%で最も多く、次いで、「収穫祭関係（品評会、コンクール等）」及び「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会」がそれぞれ16%となっている。

開設主体別にみると、「特に何もしていないし開催は考えていない」については、農業協同組合が38%と最も多く、次いで市町村36%、農家26%の順となっている。また、「栽培講習会、栽培方法についての意見交換会・反省会」については、農家21%、市町村16%、農業協同組合14%の順で、「収穫祭関係（品評会、コンクール等）」は、特区による開設者26%、農家18%、市町村15%の順となっている。何らかの形で収穫祭等のイベントの開催や交流活動の実施している開設主体は、農家で6割強と高いものの、市町村、農業協同組合ではそれぞれ5割、4割と低くなっている。この要因の一つには、市町村、農業協同組合が開設主体の場合、運営・管理も自ら行っている農園が多く、「開催したいが運営・管理で余裕がない」が市町村で1割弱、農業協同組合で2割弱であったように、イベント等は土日・祝日の開催とならざる得ないことから体制面や人員、予算措置など十分な対応ができない等の理由が考えられる。

図Ⅱ-13 収穫祭等のイベントの開催や交流活動の実施状況（開設主体別）



イベント・交流活動	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	計
開設主体																	
市町村	43	10	1	45	7	5	3	2	4	9	3	6	8	12	24	102	284
農業協同組合	4	1		5	1				1				3	2	6	14	37
農家	7	1	1	8	1		1	1	2		2		1	1	2	10	38
特区による開設者	9	3	1	4	1					2		1	2	2	1	8	34
その他		1	1	1		1		1				1					6
計	63	16	4	63	10	6	4	4	7	11	5	8	14	17	33	134	399

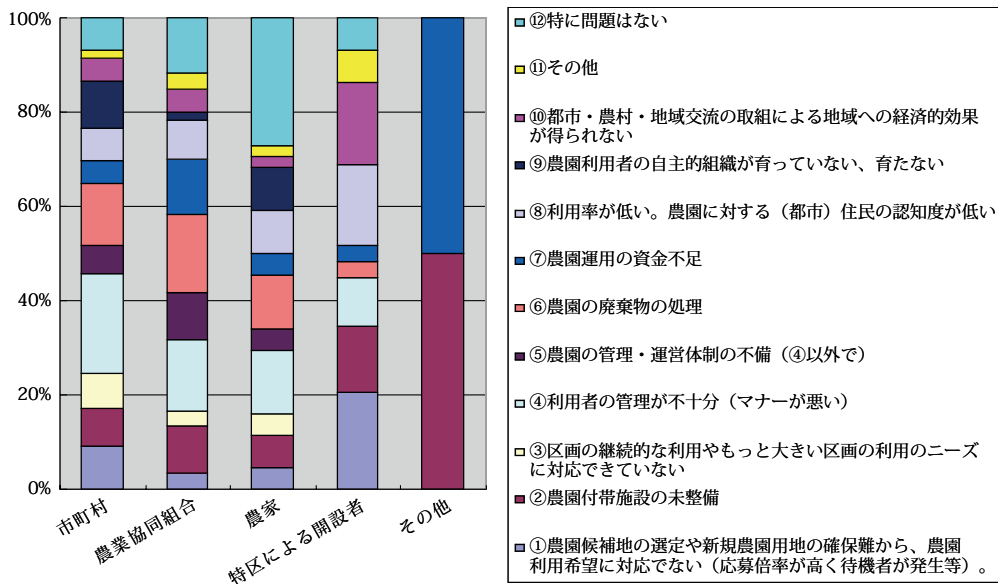
注：1) 無回答3客体
 2) その他とは、特区による開設者以外のNPO、株式会社等の開設主体（以下同じ）。

(10) 市民農園の課題について（複数回答）

市民農園の課題について聞いたところ、「利用者の管理が不十分（マナーが悪い）」が19%と最も多く、次いで「農園の廃棄物の処理」13%、「農園候補地の選定や新規農園用地の確保から、農園利用希望に対応できない（応募倍率が高く待機者が発生等）」、「農園利用者の自主的組織が育っていない、育たない」及び「特に問題はない」がそれぞれ9%となっている。

なお、アンケート調査結果については、関東農政局ホームページ（<http://www.kanto.maff.go.jp/sesaku/kikaku.htm>）に掲載している。

図Ⅱ-14 市民農園の課題について（開設主体別）



市民農園の課題	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	計
開設主体													
市町村	46	39	37	105	29	65	25	34	50	23	9	34	496
農業協同組合	2	6	2	9	6	10	7	5	1	3	2	7	60
農家	2	3	2	6	2	5	2	4	4	1	1	12	44
特区による開設者	6	4		3		1	1	5		5	2	2	29
その他		1					1						2
計	56	53	41	123	37	81	36	48	55	32	14	55	631

注：無回答4客体